

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和8年2月20日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第1号

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>(1) 条例第16条第1項に規定する場合次に掲げる職員の区分に応じ、同項の規定（任期付職員条例第7条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）による勤務1回につき、それぞれ次に定める額（当該勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務にあっては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額）</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(2) 条例第16条第2項に規定する場合次に掲げる職員の区分に応じ、同項の規定（<u>任期付職員条例第7条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>）による勤務1回につき、それぞれ次に定める額（当該勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務にあっては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額）</p> <p>ア・イ (略)</p> <p><u>ウ 前号ウに掲げる職員 同号ウに定める区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p><u>(ア) 6号給及び7号給並びに任期付職員規程第2条第3項（同条第4項の規定を適用する場合を含む。）の規定による給料月額</u></p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>(1) 条例第16条第1項に規定する場合次に掲げる職員の区分に応じ、同項の規定（任期付職員条例第7条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）による勤務1回につき、それぞれ次に定める額（当該勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務にあっては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額）</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(2) 条例第16条第2項に規定する場合次に掲げる職員の区分に応じ、同項の規定による勤務1回につき、それぞれ次に定める額（当該勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務にあっては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額）</p> <p>ア・イ (略)</p>

6,000円

(イ) 5号給 5,000円

(ウ) 2号給から4号給まで
4,300円

(エ) 1号給 3,500円

2 (略)

2 (略)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。